

平成24年11月22日

## 新食品表示制度についての意見

全日本菓子協会  
専務理事 奥野 和夫

### I 栄養成分表示について

#### 1 次のような理由から現状での栄養成分表示の義務化には反対

- (1) 消費者個人が自ら摂取する栄養成分を把握して、健康管理に役立てるためには、加工食品だけではなく、外食、中食、弁当、家庭内調理、生鮮食品など食生活全体のデータが把握できる仕組みが必要であるが、現状ではこのような筋道は何ら示されていない。
- (2) 中小事業者が多くを占める我が国の食品産業の産業構造の下で、多くの中小事業者が製造販売する予め容器包装された食品の大半は栄養成分表示がなされておらず、これらの事業者にとって栄養成分を表示することは技術的にも、コスト的にも現状では困難と考えられる。
- (3) 消費者サイドにおいても、現状では、一部の疾病の場合を除いて、自分の日々の栄養摂取量を把握して健康管理に役立てるという習慣が定着しているとは言い難い。
- (4) 義務化検討に当たって欧米の例が出されているが、我が国においては、肥満が増加しているという現状においてさえ、全体としてみれば欧米よりも日本型食生活とも言えるバランスのとれた食生活が形成されているという実態がある。

#### 2 義務制度創設の前提となる条件整備に最優先で取り組むべき

- (1) 義務制度の円滑な実行を担保するためには、制度創設の前に計算値方式や公的なデータベースの整備等によって、制度の円滑な実行が可能と判断される環境整備に最優先で取り組むべきである。環境整備の内容が明示されない段階において、全ての加工食品、事業者に対して義務化する制度の創設には反対である。

- (2) 制度創設の前に、対象品目、対象事業者の適用除外を合理的な根拠を以って明示すべきである。この際、中小事業者については、その多くが、技術的にも、コスト的にも制度の円滑な実行には困難が伴うことから、当分の間は努力義務とされたい。
- (3) 計算値方式、公的なデータ整備、支援体制の充実等の仕組みについては、中小事業者が容易に取り組める客観的で分かりやすいものを早急に示されたい。

## II 新たな食品表示制度について

- 1 イメージ資料に示されている食品表示の文字のポイント数の拡大については、商品の小型化が進む中で一括表示欄以外のスペースの確保は難しくなりつつあるので、現行の表示内容について優先順位を付けて任意表示に変更するなど、抜本的な見直しによって、表示スペースの確保を図られたい。

Webの活用は、食品表示が商品選択のための情報という位置付けからも、また、消費者、事業者双方にとって活用できる者と活用できないものがあるという点からも適切ではない。活用できない者は不利益を被ることとなる。

- 2 帳簿書類の提出命令等の追加については、中小事業者の中には原材料の仕入れ、製造管理等のデータを記帳していない事業者も多数存在することから、実効性が伴わないので取り止められたい。

## III その他

加工食品の原料原産地表示については、対象品目の選定2要件の見直しに触れられているが、検討会での検討の過程で事務局から示された「誤認の防止」という考え方の内容は、合理性や論理性に欠けるものであることを十分踏まえていただきたい。